

## 就学援助制度

お子さんを学校へ通わせる上で必要な費用を支払うことが、経済的に難しい保護者の方に対して、一宮市から援助を受けられる制度です。



### ◆ どのような場合に援助が受けられるの？ ◆

主な認定要件として、以下の項目があります。

① 生活保護を受けている方
② 生活保護が停止または廃止された方
③ 市民税が非課税または減免された方（世帯全員について）
④ 個人事業税または固定資産税が減免された方
⑤ 国民年金の掛金が免除された方
⑥ 国民健康保険税が減免または徴収猶予された方
⑦ 児童扶養手当を支給されている方
⑧ 生活福祉資金貸付を受けた方
⑨ 失業対策事業適格者手帳を持っている方
⑩ 職業安定所登録日雇労働者の方
⑪ 上記①～⑩に該当しないが世帯全員の所得の合計額が市の定める基準額以下である方

詳しくは教育委員会 学校教育課へお問い合わせください。

### ◆ どのような援助が受けられるの？ ◆

学校給食費、学用品費等、校外活動費、修学旅行費、新入学学用品費、医療費、PTA会費などが支給されます。

### ◆ 援助を受けるにはどうしたらいいの？ ◆

申請書に必要事項を記入し、証明書類等を添えて、お子さんの通っている小中学校または、教育委員会 学校教育課へ提出します。

申請書は、各小中学校または、一宮市教育委員会 学校教育課にあります。

### ◆ いつから援助を受けられるの？ ◆

認定要件を審査し、援助の対象となった場合は、基本的に申請月の翌月1日より援助を開始します。

### ◆ 気をつけることはありますか？ ◆

転出される場合や認定要件がなくなったり、世帯に変更があった場合などは、速やかに学校または、一宮市教育委員会 学校教育課までご連絡ください。

### ◆ どこに問い合わせたらいいの？ ◆

一宮市教育委員会 学校教育課（一宮市役所本庁舎）へ  
お問い合わせください。 <電話 85-7072>

